

法と経済学会・設立記念イベント

記念シンポジウム「法と経済学の課題と展望」

【パネルディスカッション】

テーマ

『法と経済学の展望』

- 法解釈・判例・行政実務・経済政策・
立法過程・各種土業はどう変わるか - 』

パネリスト

八田 達夫	東京大学空間情報科学研究センター教授
八代 尚宏	(社)日本経済研究センター理事長
神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
久保利英明	日比谷パーク法律事務所・弁護士
深山 卓也	法務省民事局民事法制管理官
コーディネーター 常木 淳	大阪大学社会経済研究所教授

日時：平成15年2月15日(土) 14:40～16:50

場所：発明会館(東京虎ノ門)

司会

それでは記念シンポジウム、パネルディスカッション、「法と経済学の展望—法解釈・判例・行政実務・経済政策・立法過程・各種土業はどう変わるか - 」というテーマでパネルディスカッションを始めさせていただきます。パネリストのご紹介をさせていただきます。舞台向かって左側から、東京大学空間情報科学センター教授 八田達夫さんです。社団法人日本経済研究センター理事長 八代尚宏さんです。東京大学大学院法学政治学研究科教授 神田秀樹さんです。日比谷パーク法律事務所弁護士 久保利英明さんです。法務省民事局民事法制管理官 深山卓也さんです。そしてコーディネートして頂くのは、大阪大学社会経済研究所教授 常木 淳さんです。それでは常木先生よろしくお願い致します。

常木

常木でございます。本日はコーディネーターという大役を引き受けることになってしまいまして、大変光栄ではありますが、同時に緊張もしております。

それで、私はコーディネーターというのはちょっと難しい表現ですが、まあ要するに司会のことであると理解しておりますので……。長い司会ぐらい興ざめなものはないので、ごく簡単に問題提起のようなものをしまして、ここにおいでの方に非常に著名な先生方の色々なお考えをお伺いできればと思っております。

それで法と経済学というものは、まあ日本では最近まであまり誰も興味がないと言うか、まあ俗に言う売れないものだったわけですがけれども……。アメリカでは逆に非常に、最近はどうか知りませんが、しばらく前まで非常にトレンドのものであったということがございます。私もかれこれ 5 年以上前になりますが、ちょっとカリフォルニアの方に留学しておりましたけれども、ロースクールに経済学者でありながら半分以上顔を出していたのですが……。アメリカのロー・カルチャーというものが非常に経済学に強く影響されているということに、非常な驚きとともに心強い感じがした記憶がございます。それはどういうことかと言いますと、だいたいアメリカのロースクールは、だいたいもうロー・アンド・エコノミクスという科目、ないしはそれに類する要するに経済学を使って法学を考えるとというような授業が必ず一つありまして、それを教えるのはたいていは経済学者であると。少なくとも経済学 PHD の取得者であるというのが、少なくとも一流校の場合常識的になっておりまして……。それに加えて、ただその人達がローカルにそういうことをやっているというだけではなくて、非常にトラディショナルな法律家の方でありまして、皆ごく常識的に経済学の知識を持っていて、そういうロー・アンド・エコノミクスをやっている研究者とも自由に議論できると……。別に経済学にゴマをするという意味では全然なくて、論争になったりすることもあるわけですが、そういう場合でも表面的な言い合いではなくて、非常に内在的な論争ができて、それぞれ議論を深めることができるという、そういう感じが私は非常に強い印象を持った記憶がございます。それで日本の場合は、先ほど申しましたように、まあ何故かどういいう学問文化が根付かなかったということがございま

す。それがどうしてかというようなことを話し出すと、30 分も 1 時間もしゃべってしまって、それこそ興ざめになってしまうわけですが……。いずれにしても、なにぶん舶来物に弱い日本の風土がありまして、アメリカでこのロー・アンド・エコノミクスがこんなに売れているということがわかってくると、少しずつ日本の経済学者も法律家・法学者の人達も、「どうも法学者も経済学を知らなければいけないんじゃないか」とか、反対に「経済学者ももっと法律の勉強をしないといけないんじゃないか」というような意見が少しずつ出てきたのかなという感じであります。そういう少し潜在的な動きを受けまして、この学会がそれを今後できる限りプロモートして、さらにいわゆるアメリカンスタンダードか、あるいはワールドスタンダードが難しいところですが、おそらくはワールドスタンダードなんだろうと……。私はドイツにも行ったことがあります、ドイツも日本に比べると格段に法律家が経済学に関心を持っているという印象を持ちましたので、まあそういうワールドスタンダードなレベルにまで、日本の法と経済学というものを引き上げていって、法律家・法学者の人々と経済学者との相互交流が活発化させたいと。そこにこの学会の非常に基本的な意義を見出したいと個人的には思っているわけでございます。

そういうのが私の簡単な問題提起であります、それについて、ここにいらっしゃるパネリストの皆さんは、それぞれ各界一流の方でございますが、それぞれに法学と経済学の境界の領域を先駆的にやってきた先生方でございますので、まず最初にこれらの先生方、それぞれに簡単にご自身の法と経済学に対する関わり方と、特に法学的な考え方と、経済学的な考え方の違いとか、そういうものに対して、自分がどういうふうに出してきたのかといったことをまずお 1 人ずつ簡単にお話し頂ければと思います。それでは初めに神田先生の方からすこしそういうコメントを頂ければと思います。

神田

神田と申します。今日はお招き頂きまして大変光栄に存じます。

何かからお話ししたらいいのかよくわからないのですが、時間も限られていると思いますので、私自身の話をするのもあまりどうかと思いますが……。法と経済学にどこで出会って、どういうことを感じてきたかということをごく簡単にお話ししてみたいと思います。

私自身の出会いは、法学部の学生だった時に、先ほどの浜田宏一先生の本を読んだりしたというのが、おそらく出会いなんだと思います。その後初めて日本から留学経験と言うんでしょうか、終えましたのが今からちょうど 20 年前の 1982 年でして、バージニア大学というところに行っていたんですが、そこで法と経済学の手法に出会ったということでございます。私、商法をやっておりますので、ちょうどその 1982 年という年に、敵対的買収というものに対して、非常に有名なシカゴ大学のフランク・イースターブルックという人と、ダニエル・フィッセルという人の論文がロー・ジャーナルというのに出まして、それが 82 年なんです、ちょうどその 82 年に私はバージニア大学に行きまして……。80 年代のアメリカは、敵対的買収の大ブームでありまして、それに対するいわゆる法と経済学の研

究というのが、これまた全盛の時代でして、そういったあたりで触れたというところが大きいと思います。その後、89年、91年、93年と、それぞれ3ヶ月ずつですけれども、シカゴ大学に行く機会がありまして、まあシカゴ大学のロー・アンド・エコノミクスに触れたということがあります。91年にはアメリカで、この会のようにアメリカン・ロー・アンド・エコノミクス・アソシエーションという学会があるのですが、91年に創立されまして、その創立大会が91年の3月だったと思うんですが、春ですけれども、シカゴ大学ではなかったんですが、イリノイ大学というシカゴから南に車で2時間ぐらい行った、シャンペンアバナーというところで行われました。たまたま運良く当時アメリカにいたものですから、その創立大会に行くことができて、アメリカ人の友人と論文の発表をする機会も与えられまして、大変に勉強になりましたけれども……。その創立大会の、今日の浜田先生と森嶋先生のように記念講演というのがありまして、まあ当時4人の元祖と言われていた、年功序列で、ロナルド・コース、ウィドウ・カラブレーゼ、ヘンリー・マニー、リチャード・ポウズナー、この4人の元祖が講演をされたんですが、時間の関係があって今日はそんなにお話しができないのが残念ですが……。4人ともまったく違うことを言ったんですね。私の印象は、「これは大変だ、どうなるんだろう」と思ったのですが、まあ法と経済学というのは、アメリカでも何でもありで、その時創立大会に集まった人は、ちょうど法学者と経済学者が半々で約300名だったと思いますが……。まあそういうようなことも経て、今日に至っています。日本ではその後、東京大学の経済学部の方で、三輪芳朗先生とか、今日ご挨拶された柳川先生等々と一緒に、「会社法の経済学」という関係の研究をし、それを本にまとめることにも参加させて頂きまして、そういったことで今日に至っています。法学と経済学の違いをお話ししている時間がなくなってしまいましたが、非常に違うと言えば違うんですけれども、違わないと言えば違わないので……。今私はあまり違和感がないのですが、まあ最初感じたことというのは、やはり非常に違うということを感じました。しかし同じ社会現象が学問の研究対象ですので、その違いというのは用語とかアプローチとかそういうものの違いであって、同じ社会現象を対象にしているという意味では同じなわけですね。それだけをちょっと申し上げてこの辺でやめたいと思います。

常木

どうもありがとうございます。それでは同じ質問ですが、次に八田先生の方からよろしくお願い致します。

八田

八田でございます。私が法と経済学的考え方に触れたのは、1971年だったと思います。それまで普通の経済学をやっていたまして……。経済学で当時シカゴ大学の位置というのはほとんど感じられませんが、規制緩和とかそういうようなこともあまり強調されていなかったんですね。71年に初めて私就職して、それはオハイオ州立大学というところだったんで

すが……。そのオハイオ州立大学は、たまたま当時どこにも……。どこにもと言うと極端なんですが、シカゴ大学というのは非常にスティグリアとかフリードマンとかいて特殊だから、PHD をとってくれるところがなかったんですね。今から考えると不思議ですけども……。それでたまたまオハイオ州立大学と、それから UCLA だけは、シカゴ大学のあの自由主義的な研究者をとるというんで、もうオハイオステートには掃いて捨てる程、シカゴ大学の PHD がいたんです。そしてそれらが全員、とにかく規制の経済学みたいなことをやっていて、中にはスティグリアとフリードマンの写真を額に入れて飾って、神棚に置いているというような感じだったんですね。でその強力な文化の中で、私はいかに、例えばトラック産業が参入規制をして、本当に不当な参入規制をして、効率がいかに犯されているかと……。それから航空業界がいかにひどいものであるかという、アメリカの社会が規制に満ちあふれているということをたたき込まれたわけですね。結局 86 年以降日本に帰ってきて、政策問題に関わることになった時、非常に大きな影響を受けたと思うんですが……。それ以来、税金のこととか、年金のこととか、それから建築行政、都市行政、そのようなことについて関係してしまっていて、様々な問題で法律家の方と議論することがありました。

私が思いますには、二つ大きな違いがあると思うのは、一つは、これは大きな違いかどうか知らないのですが……。法律の元来の目的に沿っているかということの検証が、昔式法律ですと、法律の論理・整合性の中に閉じ込めて、全部検証してしまおうとして、そこでの色々な間接効果まで全部測定しようという試みがあまりなかったという面はあったと思います。先ほどの森脇先生のお話を伺っていると、もう完全にそういうことをやらなければいけないとおっしゃっていると思うのですが……。そういうことにはお金もかかるし、色々な研究機関にもやらせる必要もあるし、経済学者にも研究資金を出していっぱいやらせなければいけない。ある意味では法律学者と経済学者の役割分担で、そういうところをやってくれよということが必要で、一種の共同作業が必要だと思うんです。それが今まであまりなくて、「そういうものはまあいいや」というところがあったと思うんです。例えばアメリカでトランス・アプライシングなんかについては、実際に今移転価格の問題なんかで、実際にこれが許容範囲の価格づけであるかどうかなんていうことに関しては、統計的な買い取り面積が周到に出されて、それが裁判で証拠になるというようなことがあります。……。そういった種類の役割分担が、これから増える必要があるんじゃないかと思いません。

もう一つ、もうちょっと本質的かなと思うのは、経済学者の言う効率という概念ですね。ある意味で得する人と損する人がいた時に、得する人の得の方が損よりも大きければ、必ずしも損をする人を保障しなくてもやった方がいいという場合があると……。そういうことの考えと……。その裏には、その代わりどんどん貧乏になっていくというような人がいたら、所得再分配をきちんとやるべきだと……。そういう社会だからこそ、ある程度効率を重んじた政策がとれるんだという、そういう一種の考え方があると思うんです。これは

私は一種のイデオロギーだと思うんですね。それを選択するというのは学問の中からは出てこないで……。もしそういう考え方を選択するとすると、ゲインの方がロスよりも大きいかどうかということをお知らせしましょうというのが、経済学だと思うんですね。それに対して法律の場合は、政策のたんびに失う人になるべく迷惑がかからないようにしよう。色々そうやっていっぱい制度を作り上げてしまうために、効率が非常に脅かされてしまうという、なかなかうまくいかない仕組みになってしまう。そういうような側面が多かったように思います。以上です。

常木

どうもありがとうございます。それでは同じ質問ですが、次に久保利先生の方からお願いします。

久保利

弁護士の久保利でございます。私は法律学者でもなく、経済学者でもなく、一介の弁護士であります。しかも三十数年間企業法務というものを中心にやってきた、まあ法律分野で言えば倒産法であり、独禁法であり、証取法であり、商法・著作権法・金融法と……。まあこういう法律をやっていく中で、学問的な位置づけはよくわかりませんが、法と経済学、あるいは法律と経済というものがいかに密接に関係しているかということは、当たり前の話であってですね……。先ほど浜田先生が公害事件を例にとりて、裁判官がまさに法と経済学をやっていらっしゃるという評価がありましたが、それをセットでやらない実務家というのは生きていけないのだろうと考えているわけです。奇しくも先ほど敵対的買収の話がされた 1982 年というのは、ある意味で言うと私の仕事の転機でありまして、いわゆる総会屋対策というのを始めた頃に該当するわけです。この総会屋問題というものを一つ考えてみても、これはまさに法と経済学の典型事例でありまして……。それまで総会屋というのは、刑事罰の対象になっていなかった。しかし彼らがやっていたことは何かと言うと企業恐喝なんですね。その企業恐喝を取り上げて、その一部、総会にからむものは刑事罰をもって対応するということになる。しかも刑事罰が 30 万円以下の罰金、あるいは 6 ヶ月以下の懲役という非常に軽い刑罰であると。これを見て総会屋はどうだったか。あるいはその中の最も質の悪い、要するに暴力団系の総会屋はどう思ったかと言うと、これは「徳政令」であると……。すなわち、恐喝をすれば 5 年、7 年くらい込むのに半年で済むんだと、「こんないい犯罪があるのだろうか」というふうに考えたわけです。私は法と経済学を最も学んでいるのは暴力団であり、総会屋だと思いますが……。(笑)そういう点から言うと、法律学者や経済学者よりずっと先に、彼らはそこを見抜いたわけですね。従って総会屋という職業に、暴力団がどんどん入ってくる。そのきっかけになったのが 1981 年の改正、82 年施行の商法改正だと思います。それがやがて、どんどんどんどん暴力団がはびこってくるものですから、これではならじということで、平成 9 年の段階で 12 月に法律を変えまして、

「もっと厳罰でいくべきだ」ということで、基本的には 3 年の刑あるいは要求罪・威迫等があれば 5 年と、ほとんど恐喝と同じような刑事罰になった瞬間に、彼らは辞めていくということでありまして……。まさに法と経済学の有効性を現実の歴史の中で、事実の中で証明されたと思うわけです。そういう意味で、実はこの学会の元になったと思いますが、神田先生や経済学の先生方が始めた研究会に「会社法コンファレンス」というのがありましてそれに出ました。「何を当たり前のことをワーワー議論しているのかな」と……。当たり前なんだけれど、そんなことはとくに弁護士はわかっているし、総会屋もわかっているし、検察官も法務省もみんなわかっている話難けども、どうしてなのかなと思ったことがいっぱいありました。そういうのが法と経済学であるというのであれば、これはなければいけないし、あって当たり前だと思っておりましたら、今日できたということで大変おめでたい話だと考えているわけです。

そういう意味で、犯罪をとにかく常習的にやる連中というのは、常にペナルティがどこまで来て、そのペナルティを犯すことによってナンボの利益が取れるかということを考えるわけですね。小池隆一というのは、要するに 6 ヶ月の懲役、これの併合罪加重で 9 ヶ月、その罰則の中で百数十億円が稼げるということで、現実には第一勧銀事件、四大証券事件であったわけですが……。彼にとって 9 ヶ月というのはどういう意味かと言うと、1 年のうちの 9 ヶ月刑務所に入れば、あとの 3 ヶ月は娯楽にいられると……。すなわち 4、5、6 と総会シーズンさえ外にいれば、あとは毎年毎年たくさん金が取れると、こういう仕掛けになっているわけです。そういうところを、やはり法と経済学という学問できっちりと抑え込んで、立法を変えていかないと、犯罪というのは抑え込めないではないかと……。そういうことをしっかり研究するというのが、我々としても非常に意味があって……。これは今、たまたま一つの事例として総会を取り上げましたが、独禁法違反にしても、証取法・インサイダー違反にしても、多分同じ問題があるんだろうと、そういう点からすると、ぜひこの学会が非常に隆盛を極めて、ロースクールでもしっかり教えるようになって、そこで一層日本における法と経済、両方がきちんとやれるようになったらいいなあと思いつつ、今日は出てまいりました。全くの素人でございまして、的はずれかもしれませんが、私の法と経済学の話とさせていただきます。どうもありがとうございます。

常木

どうも、本当にありがとうございます。大変興味深く、また心強いお話を頂きました。続きまして、八代先生の方から同じ質問でお願い致します。

八代

今の久保利さんのお話を聞いていると、どちらが素人でどちらが玄人がよくわからなくなるとは思いますが……。学者というのは、だいたい世の常識になってから初めてそれを分析するということでありまして、遅ればせながらこの学会ができたのは極めていいこと

だと思います。

私自身の関わり方については、先ほどご挨拶頂きました鈴木先生が、「近代経済学の方には社会政策がないんじゃないか」と、「だから私が作る」とおっしゃいましたが、これに対してぜひ意義を申し上げたいと思います。と言うのは、私は社会政策を専攻したわけでありまして、米国の大学でソーシャル・ポリシーというのでドクターを頂いておりますから、決して存在していないということはないと思います。

どういうことをやったかと申しますと、差別の経済学というのをやりました。これはノーベル賞を取りましたゲーリー・ベッカーが、彼もドクター論文でそれを最初にやったわけですが.....。それは、人は何故差別をするのか、ということの分析なんですね。これも現場の人から見れば「何を悠長なことを言っているんだ、現に差別されている人がいるんだから、それを禁止すればいいじゃないか」ということになると思うんですが.....。経済学的にまわりくどく申しますと、何故人は差別をするのかと、これは差別から効用を得るんだということもあるわけですが.....。人を差別して楽しんでいるというようなことですね。しかし、問題は人を差別すると、差別された人は当然ですが、する方にもコストがかかるんですね。つまり「黒人には家を売らない」「黒人には物を売らない」と言ったら、それは自分のお客を失っているわけです。「女性は雇わない」と言ったら、能のない男を雇わなければいけないわけで.....。これは企業から見たら損失なんですね。ですからそういう損失を犯してまでも、何故人は差別をするのかというのがこの経済学の課題でありまして.....。もし市場が均衡していれば、市場競争が十分であれば、そういう非合理的なことをする経営者は、市場から淘汰されるはずである。現に一部日本でも、外資系の企業というのは有能な女性をどんどん雇って、無能な男性を雇っている日本の企業を淘汰しておりますが、これはなかなかまた時間がかかるし、現にそれは十分進んでいない。それは何故かと申しますと、やはり情報の非対称性があって、人がどれだけ能力を持っているかということは事前にわからない。だから差別せざるを得ないんだと.....。つまり有名大学を出ていれば能力があるだろうと。男性であれば、女性よりも定着性が高いであろうと、個人の属性がわからないが故に、集団の属性をそれに代用するわけですね。これを「統計的差別の議論」と言うんですが.....。まあこういうことをベースにやったわけでありまして。

何故そんなことをするかと言うと、結局差別を止めさせるためには、どこをどう抑えたら最も効果的か.....。単にしてはいけないという禁止規定だけ作れば、企業はいくらでもそれを迂回するわけですね。迂回することによって、ちょうど脱税のために無駄な社会資源が使われるように、無駄な労働市場の混乱が起こってしまう。そうではなくて、情報の非対称性が差別の原因であれば、むしろ企業に対して、個人の情報を集める方向に規制を集中すると。それによって最も効果的な規制ができるのではないかと。例えばこういうことをやったわけでありまして。

法と経済の違いというのを色々な方が言われましたが、私は一言で言えば、法律というのは部分均衡的アプローチではないか。部分均衡というのは、他の条件が変わらない、つま

り法律を作っても、それによって人々の行動は変わらないというふうに考えるわけですが、現実に人々は、新しい法律ができれば必ずその法律の下で合理的な行動をやるわけですね。先ほど総会屋の例もございましたが、常に制度の変化を意識して最低行動をとっている。ですから法律を作る時には、この法律を作ったら人々がどんな行動変化をするだろうか、それを読んだ上で、さらに行動変化を閉じ込めるために、考えていかなければいけない。これは経済学では、「一般均衡的アプローチ」と言いますが……。そういうような人々の行動を常に予測する、モデルを作る。これが経済学の役割だと思いますが、モデルさえあればいいわけではなくて、先ほど森嶋先生もおっしゃったように、実際にそれを立法化するためには、様々な細かい技術がいるわけで……。そういう意味では私は、経済学はどちらかと言うと理学に近いんじゃないか。理論を作る。それで実際に家を作ったり道路を作るのが法学の役割ではないかと……。理学と工学みたいな役割分担というのも一つの解釈かなと思うんですが……。まあ理学ほど経済学の議論が精緻かどうかは責任を持ちませんので、あまりこのたとえに固執はいたしませんので、もっと良いたとえがあれば教えて頂きたいと思います。ありがとうございました。

常木

どうもありがとうございました。それでは最後になりまして恐縮でございますが、同じ質問で次に深山先生お願い致します。

深山

法務省の深山でございます。私はここにも書いてありますように民事法制管理官というポストに就いておりますが、つい 1 週間ほど前に辞令を頂きまして、今は大臣官房審議官という仕事をしております。前任の審議官が急死をするという不幸な出来事があったためにそういうことになったわけで、ちょっと肩書きが違っていると、それだけのことです。

私自身はもともと裁判官をしております、14、5 年民事を中心とした一般の裁判官としての生活を送っております。今から 7 年ほど前に法務省の民事局に来まして、それ以降は民事局の参事官室というところで、民事基本法の立法作業に従事しております。現在の官房審議官というポストは、具体的な立法課題を持っているわけではありませんが、つい先頃まで、私が 7 年ほどやってきたのが、主として民事の手続き法、とりわけ倒産法の改正作業の責任者としてやっております。

これからが法と経済学との関わりですが、実はあまり関わりはないので、ここにそもそも登壇する資格があるかどうか、はなはだ疑問なんです……。私自身は、法と経済学について、他の先生方のような知見があるわけではございません。ただ立法していく時には、当然のことながらその分野における基本的な文献、あるいは最新の議論、立法論等々は、できる限り参照致します。私が主としてこれまで担当してきた倒産法の分野でも、そういう努力はもちろん、時間の許す限りしてきたわけですが……。最近は倒産法だけで

はありませんが、法と経済学の観点からの論文や論考が増えてまいりました。特にアメリカでは倒産法の改正作業、あるいはその後の見直しの過程で、倒産法のあり方自体について法と経済学の観点から、多数の議論がされているというようなことを知ることになりましたし、簡単に私たちでも読める日本語の文献も、ここ最近ことすけれども非常に増えてまいりました。先進国では倒産法の見直し作業というのは、どこでもここ 20 年間ぐらいにやっておりますが、もともと日本の倒産法制のモデルになったドイツ法・ドイツ破産法ですが……。ドイツでも 1994 年に全面的な倒産法の改正作業がされました。その際にも、先ほどドイツの話もちょっと出ましたが、同時の日本ではあまり考えられなかったことですが、当時のドイツの司法省の立法担当者は、アメリカの法と経済学の議論に非常に大きな影響を受けたというふうに言われております。では私自身が立案作業をしてきた日本の倒産法改正作業。これは民事再生法であるとか、会社更生法の改正などをしてきたわけですが……。どこまでそういう議論が反映されているかと言うと、甚だ心許ないというのが正直なところですが。ただ私も色々な倒産法の関係の文献を読む中で、法と経済学のアプローチというのが、立法過程においては一つの有益な視点であるということは間違いないと……。最初のうちは実は非常に違和感があったんですけども、多数目が触れているとだんだん人間は慣れてきて、その議論のしかたにも頭が慣れてくるということがございまして、最近では個人的にはそう思うようになっております。しかも、今後は立法においてますますその影響力が増大するであろうと。法と経済学の視点からの議論だけで立法のあり方が決定されるという類のものでは、私はないと思いますが、しかしまた、後に議論になるかもしれませんが、非常に有益な視点なりアプローチを提供するということは、今後ますます増えてくるだろうと思います。そんなわけでこういう学会が今日できるということで、私自身も興味を感じて、参加をさせていただいたという次第でございます。

常木

どうもありがとうございます。

今それぞれの先生方から、自らの法と経済学との関わりについて簡単におはなし頂きまして……。まあいずれも、これで終わってしまうにはもったいないような、本当に興味深い視点がそれぞれ提起されていたと思いますが……。あまり議論が発散してしまっても困りますので、少し議論の方向付けを与えて、また先生方のご意見をお伺いできればと思います。

最初にお伺いしたいトピックとしましては、先ほど少し久保利先生の方からコメントがありましたが、何と言うのか、トラディショナルな法解釈学の学問的な努力というのは、これまでもずっと続いてきたわけでありまして。そうすると、法と経済学というのは、それを上塗りしているだけではないかと。一種の厚化粧をしているだけで、実態は昔とちっとも変わっていないと……。それに限界何とかとか、ものによっては不完備何とかとか、そういう色々な、ちょっと要するに衣装を施して、また同じことを出しているだけでは

ないかという見方というんですかね、考え方というのももちろんあると思います。もちろんそういう場合であっても、今まで法律の内的な視点から出てきた議論というものが、経済学とか、いわゆる社会工学的な論証を通じて、同じ結論が出てくるということはもちろんそれは非常に重要な意味があるわけですが……。それでもやはり、法と経済学というものが、みんなのあいだで「あ、面白い」とか、いい意味でプロボカティブであるためには、今までの法解釈学ではなかなか出てこない、あっと驚くというのでもないですが、「なるほど、そういう考えもあるのか」と思わせるようなところがあるというのは、すごく大事なんじゃないかなという印象が私にはあります。そういう観点から、そういった法解釈学と法と経済学の関連とか、そういう視点から少しお伺いできればと思います。そういう点でまず神田先生の方からご意見頂ければと思います。

神田

最初でまだ何を申し上げればいいかわからないのですが、二点ほど申し上げたいと思います。一点は、今常木さんがおっしゃったように、そして先ほど浜田先生もおっしゃいましたし、今何人かの方もおっしゃいましたけれども……。多くの場合、例えば判決が出ると。それが内容で解釈していると。その解釈の帰結とかそれと呼ぶとすれば、それは法と経済学である場合が多いと、私は認識しています。それをちょっと言葉を変えてお化粧を付けたという常木先生の表現ですが、それは非常にある意味では重要なことで、それはまあ経済学の言葉なのかもしれませんが、どういうロジックでそういう結論が正当化されるのかということを、経済学的にきちんと説明できるというのは、私はそれはそれで非常に重要なことだと思います。と言いますのは、法学関係者の方はご存じのように、またそして古い歴史がある「法解釈とは何ぞや」という話には立ち入れませんけれども……。まあ卑近な例で、よく法学部で「利益考慮」というのが、私の学生の時に全盛でした。AとBが訴訟をしている時に、ある法の解釈を巡って、Aが勝つべきかBが勝つべきかと言うと、これは利益を考慮してと言うのは、関係者の利益というのも広いですが、決めるんだと……。しかしそれは非常に全盛だったんですけれども、ではどうやって利益をどうやって考慮したらいいのか、対立する場合にどちらをより上位において結論を出したらいいのかというのは、誰にもわからないんですね。わかる人にだけわかると、私の先生はおっしゃっていましたけれども。(笑) 私が商法の助手になった時は、当時は古い先生で、商的色彩論というのがあって、商法には色があるっていうんですね。「何色ですか」と聞いたら、「お前はバカか」と言われまして……。これはわかる人にはわかると……。商法の色がわからない者に商法の解釈はできないと言われまして、まあ法学というのは深淵なものだと思ったんですが……。同じ結論でも経済学の方が、少なくとも私にはわかりやすい。どういうロジックで何故そういう結論が出るのか。それが何故正当化されるのかということがあると思います。それが第一点ですね。

もう一点、しかし法解釈をする際に、当然のことですけれども、人により、これも浜田先

生からご紹介がありましたように、判決が出れば当然それに批判的な見解もあるわけですし、違った解釈をすべきだという見解もあるわけです。分野によって違うと思いますが……。一つは私自身が試みた例を……。先ほどから法のインセンティブ効果と言うんでしょうかね、経済主体にどういうインセンティブを与えるかという点が重要だというご指摘が何度か出ていますので、ちょっとご披露したいんですが……。細かい株式会社法の話で大変恐縮なんです、株式会社が増資と言うか、新株発行と教科書では言っているんですが、そうしまして登記をした。しかし実はそのお金が払い込まれていなかったという時に、今の商法は取締役が無過失の穴を埋める責任を負わせています。例えば、300万円増資したという登記があるのに、実は300万円というお金が会社に払い込まれていなかった時には、取締役が3人いるとしますと、その3人が連帯して300万円を無過失で会社に払わなければいけないという既定があります。この既定の解釈問題として、例えば取締役がABCと3人いた時に、誰が株主になるのかという問題があります。その300万円が例えば1株だったという場合が一番典型的なんです、伝統的な通説は、これは3人が1/3ずつ共有と言っていますが、株主になり、そして300万円の支払い義務をそのまま負うというふうに解釈されています。私が若干ロー・アンド・エコノミクスをやった時に、その影響を受けたかどうか、自分ではあまり意識はないんですが、そういうルールよりも、先にお金を払い込んだ人が株主になる方がいいではないかということ、ある判例評釈で書いたことがあります。つまり例えばAという取締役が、1人で300万円全部払えばその人が株主になる。あるいはBが100万円払えばその人が1/3の株主になる。そういうルールの方が良くて、常に通説のように……。通説というのは法学者しか使わないかもしれませんが……。それまで言われていた見解のようになると、1/3ずつ株主になるという考え方よりも、その方がいいのではないかという解釈を述べました。その理屈は伝統的な考え方ですと、誰も払い込みのインセンティブがない。もし先に払い込んだ人は、それで株主になれると言うと、その方がまだその責任を履行させるインセンティブを与えるのではないかという、そういうアプローチをしたことがあります。そうしましたら、先輩の先生方を含めて、圧倒的に無視されて……。『そんなのはインセンティブの一番間違った使い方だ』と言われて、当時随分怒られて元気をなくしたということを今思い出しました。以上です。

常木

どうもありがとうございます。それでは同じ質問ですが今度は経済学者の視点から八田先生に……。同じ問題について少し議論して頂ければと思います。

八田

法解釈学と法経済学の帰結が異なる場合とはということなんです……。これは先ほど八田先生がおっしゃった、法と経済学自体二つの流れがあると。第一の方は経済学的な普通の考え方に沿って立法を考えていくような考え方で、二番目は従来の法律の考え方を、経

済学的にきちんと整理しようという考え方……。コースの外国経済の論文なんかを見ますと、本当に多数の判決をたぐっていくと、きちんと整理整頓できて、非常に首尾一貫した形で今までコモンローであるにもかかわらず行われていたんだというようなことが書いてある。そういう側面は確かにあると思うんですが……。ちょっと私、第一番目の方で私の経験に基づいてお話ししようと思うのですが……。

借地借家法の改正が数年前に行われまして、定期借家というのが導入されましたが、その前に色々な議論があった。その時にある意味で経済学者の大部分、経済学者は多くのことについて意見が違いますが、この借地借家法が戦後の家族向けの借家の供給を極端に下げた原因であるということについて、おそらく経済学者の非常に多くの人のあいだで、意見の一致があったと思うんですね。戦前は 8 割の人が借家に住んでいて、大阪なんかは 9 割の世帯だそうであったと。戦後はそれがガクンと減って、3 割以下になって、それもほとんど学生とか、それから若い夫婦ということになってしまって、家族向けが供給されなくなった。それに関して、それが正当事由という借地借家法の条項があるからなんですが、もともと正当事由の条項が導入されたのは、弱者保護とは何の関係もなく、地代家賃統制令というのがありましたから……。その地代家賃統制令というのは、昭和 14 年にできたのですが、諸外国で地代家賃統制令を作る時には、必ずセットとして追い出し禁止、すなわち正当事由条項が必ず入っていたんですが……。日本ではどういう理由だからなのかが抜けていたんですね。全く不備な法律だったので、それで結局「家賃が上げられないなら出ていってもらいましょう」と……。「次に入ってくる人からたくさんの保証金を取りましょう」と、そういう人が出てきたから……。今までそんなふうに追い出しするなんてことはほとんどなかったのに、それを急に追い出しすることが始まったと……。それに対して、絆創膏を貼るように作ったのが正当事由条項ですから、これはもともとならば地代家賃統制令の中に入れておけばいいものを、別な法律に入れてしまった。戦後地代家賃統制令がなくなっちゃったときに、言ってみればこの正当事由条項は 2 階に上げられて、階段をはずされたような形になってしまったわけですね。そこで裁判所が乗り出してきて、全く別な意義づけをして、言ってみれば弱者保護という観点から、「家賃はあまり上げてはいけませんよ」と。賃料抑制主義と言うんですけども、市場家賃に匹敵するぐらいのスピードでは上げては、それはダメだと。特にバブルみたいな時にはダメだと。常識的な範囲で上げなさいというようなことにして、そしてこの正当事由条項をずっと維持してきた。その理由付けというのは、これは非常に難しいのですが、大部分指示している人は弱者保護、法律家はなかなかもとの出だしがそうではないから、そうは認めないんだけど……。例えば継続契約の行為でしたっけ……。要するに契約というのは継続されていくのは当然とみんな受け止められるので、借りての方が振りなんだからという、そういうような色々な理屈を持ち出してくると……。ところがこれは間接的な効果として、先ほどのように借家を大量に減らしてしまったということがございます。それからもう一つは、もし弱者保護が目的ならば、これは本当に弱者で、これから家を借りたい人に対し

て非常に不利に効いたと。借家の大きなパーセンテージというのは、だいたい 30 代とか 20 代の人ですから、そのよく言う写真に出てくるような 60 代の人というのは、借家を借りている人のほんのごく少ない、2、3%以下でして、だいたい 30%ぐらいが 30 代の人で、それから 20 代の人の方がまたそれぐらいということで非常に多いんですが、その人達は本当に小さな借家しか借りられない。自分で家を持つ前に普通の家を借りることはできないというわけですから、その弱者というのは非常に迷惑を被っているわけです。これについて、そういうふうに経済学者が主張したところ、やはり法律学者の方々と、それからこれを守ろうという人達が、「とにかく経済学者の言っていることは違う」というので大激論になった。要するにそこは間接効果に関する分析の問題なんですよ。そこをやはり法律学者が、あまり分析の方法を勉強していないんだけど、そのそう判断してしまうということがあった。だからこういうことは、先ほど言った繰り返しになるんですが、やはり専門的なそういう間接効果に関する判断をどこかに委ねたり、それからどこかと共同してやって、そしてそれを素直に受け取って、その前提の元に色々な法律を作っていくという作業が必要なのではないかというのが、非常に痛切に感じました。以上です。

常木

どうもありがとうございます。以上のお話しも後半の方でもう少しやっていきたいと思いますが……。もう一つの、これも関連する観点であります、具体的な学問的な意味での法解釈学ということ以外に、いわゆるリーガルプラクティスという、もちろん相互に関連があるわけですが、法実務の側面で法と経済学が必要になるという場合が多々あるということは、先ほど実務畑にいらっしゃる久保利先生や深山先生の方からお話しがあったと思いますので、その点について先ほどのことも含めて敷衍して頂くということで……。まず初めに久保利先生の方からお願いできますでしょうか。

久保利

今まさに神田先生、八田先生がおっしゃった法解釈学の帰結と、法と経済学の帰結が異なるケースというのは、ある意味で言うと法実務そのものとしても非常に意味を持つ次元の部分だと思うんですね。やはり法律解釈、あるいは法律の現場で訴訟なり、あるいは法律相談なり、預かっていく場面というのは色々な局面があるわけですが、まさにいかに自己正当化というのがこの法実務の中でもっとも必要なわけで……。いかに自分の依頼者が言っていることが、合理性があって社会的に正当であるかということを裁判所に訴えかけるというのが我々の役目である。いわば我々はそういう意味で言うと、説得業であり闘争業だと言っているわけですが……。闘いつつそのことを裁判官に理解させ説得させる。その時にまさに神田先生がおっしゃったように、「法解釈学の通説はこうなっています」とか、あるいは「法律の条文はこう読みます」というのは、これはある意味で言うと水掛け論になっていく可能性が非常に高いわけです。もちろん「通説はこうです」「判例はこうで

す」と言って、ズバリ同じケースであれば、それは最高裁判例のある方が強いのは当たり前なんですけれども、それと少し違う事実関係だというふうになった時に、「いや、このケースはあの最高裁判例とはこう違います」と。「だからこのケースでは、こちらが言っていることが正しいんです」ということを論証し、説得しなければいけない。その時に実は、我々は今まであまりいい武器を持っていなかったということが言えると思います。しかし今八田先生がおっしゃったように、まさに昭和 14 年にできた地代家賃統制令がこういうことであって、その結果として社会的にはこういう影響をもたらして、本件ではこういうケースであるというふうなことが、もし法と経済学を使って論証ができるのであれば、それは大変法律の実務家にとって強い武器になるということとは言えると思います。それは、あらゆる局面において、多分そういう視点というのを今まで日本の多くの法曹は持っていなかったのではないかな。あるいは持ってはいたけれどもそれをどうやって証明をしたらいいか、どうやって立証したらいいか、証拠との関係で弱いところがあったのではないだろうか。そういう点で考えてみると、私は新しい切り口を今後法曹に、法と経済学というものが寄与できる、非常に大きな分野、未開の分野があるのではないかと……。例えば現実には我々が使っているのは、独禁法の事件なんかになりますと、当然のこととして競争制限の話になった時に、何が競争であって、いかなる競争制限がなされるかということについての論証は、かなりこれは経済学的な、データも含めた論証をしていくわけですが……。そういうストレートな経済事件でないものについても、そのような切り口というのが必要になってくるんだろうと思われまふ。そういう意味では、日本ではいつまでたっても独禁法違反、談合事件というものが無くならないわけですが、これをなくすためにどうしていったらいいかというの、実は法実務家としては日本企業のコンプライアンスを考える上で非常に大切なわけです。

一つは独禁法の刑事罰を重くして、3 億円だ 5 億円だという罰金を牢罰規定で会社にも科すということをやろうということになるのですが。では法人に 5 億円の罰金を科した時に、「これは大変なことだ」と言って、社長が「そういうことはしないようにしよう」とすぐに動くだろうか。基本的には会社に来る罰金は、株主が負担するわけでありまして、社長としてはそういう罰金を受ければ、今後勲章がもらえないというダメージはあるわけなんですけれども、ストレートに自分の財布が傷むわけではない。ところがそこに代表訴訟というものをからませることによって、代表訴訟の被告に社長、あるいは副社長というのを訴えていく。例えば日立製作所の下水道事業団事件というのは、会社が払った罰金を会長・社長・副社長に、株主オンブズマン等が請求するという形で、最初は和解でしたけれども、最後に 1 億円を払うという形になる。こういうケースが出てくると、「なるほど会社の罰金というのは、俺の財布にも影響があるんだ」という、これを法と経済学というのかどうか知りませんが、少なくとも行動パターンの中に、自分の損得ということが入ってくる。そうなってくると、「やめましょう」ということになって、談合はよそうという方向に行く。そういうふう考えていくと、やはり人間というのは、何らかの痛みと言いますか、制裁とい

うのを自分の立場で受けないと、本当に動きはしないものだという法実務家の感覚から言いますと、そういう意味で様々な切り口で、この法と経済学というのは活用できるし、このことの知識あるいは切り口というのを持つ、そういう法曹が増えていくだけで、多分今の裁判制度なり、法律制度というものがさらに効率化していく一つのきっかけになるのではないかと、こんなふうに私は思うんです。以上です。

常木

どうも本当に興味深いお話しで、ありがとうございました。では次に同じ質問でございますが、深山先生の方からもコメント頂ければ幸いです。

深山

法実務と法と経済学との関係と言いますと、私が知っているのは、先ほどの経歴から明らかのように、裁判実務、裁判官としての仕事、それから今やっている立法の関係の仕事、どちらも法実務だと思います。

まずこれはだいぶ話が違ふと思うんですが、裁判官が判決をして紛争を解決すると。和解等々もありますが……。しばしば法律の解釈を巡って、どういう決断をするかということを考えます。その時に、一般的には私自身もそうでしたが、ある意味では当然のことですが、個別の紛争の具体的な妥当な解決はどうかということ、一番実質的な価値判断としては大きなものとして考えます。もちろん条文の文理にぴったりと当たっているものは、それは立法者の政策的判断そのものなわけですから、その通り判決しますし、最高裁判例で確定しているという分野についても、それにぴたっと当たるケースについては、ほぼそれに準じたような判断をしますが……。裁判なるものは、しばしばそうではない、色々な考え、解釈が分かれているというところが問われる。裁判官としてはどれかの解釈を、当該の事案に選択して適用しなければいけないということになります。その際に何を基準に考えるのかということですが、これは裁判官だった私が言うのもおかしいのですが明確ではありません。俗っぽく言えば、リーガルマインドで解釈を選択するということかもしれませんが……。これもなかなか曰く言い難くて、何らかそういう実態、リーガルマインドというものがあるだろうという気が私もするんですが……。まあ実質は様々なことを双方勘案するぐらいのことしか言いようがないんだと思います。その時にこういう解釈を採るということの一つの法曹像、ルールを作るわけですけども、その個別事案を超えて、当該制度について、そういう解釈、そういうルールを想像した時に、一体どういう効果があるのか。個別事案ではどっちが勝ったり負けたりというのはもちろんとしてですね、生ずるのかということ、今まであまり裁判官というのは考えてこなかったんじゃないかと思います。1個1個の解決の妥当性ということで、リーガルマインド・健全な法常識で、最終的には解釈的な決断をしていくということ、まあ集積としてどうなっているのかという問題はあるにしろ、個別の事案でそのモヤモヤとした健全な法常識、あるいはリーガル

マインドみたいなものを、より分析的に考えるということはなかったような気がします。最もこれは事案によりけりです。先ほど公害事件の話が出ていましたが、ああいう集団訴訟や、あるいは誰が考えても政策的な大きな意味を持つというような訴訟、あるいは最高裁判所で新しい判例を打ち出すというような時には、私どもが下級審でやっていたのとは少し違う解釈態度をとっているだろうと思います。ですからそういう時には、まさにストレートな形で、おそらくは議論がなされるのであらうと思いますが、個別の小さな事件と言ってはおかしいですが、ごく普通の事件については、そのモヤモヤしたところについて、切り口があまりなかった。その時の一つの有益な切り口が法と経済学的なものの考え方、あるいは分析だろうと思います。

ちなみに最高裁などでは、少し違うことを考えるのではないかと言ったのは、これは私学生時代に聞いた話ですけれども、有名な利息制限法の過払い利息の返還請求を認めたという判例が随分昔に出ました。これは利息制限法違反の高利を取っていた場合に、それをそのまま払っていると、そうすると利息制限法を超えた部分については、それを元本に充当するというのをまず最高裁は認めました。それで元本がどんどん減っていくと、ある時期から過払いになってくる。それを今度は不当利息だということで返還請求まで認めるのかということになって、それは認めるという最高裁の判例が出たわけですが……。その時にこれは当時の大学の先生から聞いた話ですが、実質的に一番議論になったのは、この判断をした時に、金融の閉塞を生じないかと。高利貸しから金を借りざるを得ない。他に金融を受ける手段を持たない国民にとって、その金融の閉塞を生じた社会的にはかえってマイナスになるのではないかと……。個別事案ではもちろん元本充当を認めれば、その人は大いに結構に決まっているわけですが、そういうことが伝え聞くところによると、最高裁の大法廷判決の時には一番の議論になったという話を聞きました。

そういうことをやはり最高裁は一種の立法に近いことをしますので、おそらくお考えになるだろうと思いますし、先ほど出たような大規模な集団訴訟で、誰が考えても経済社会に大きなインパクトを与えるような訴訟になりますと、これは当事者の主張を立証化するのも、そういうところでどうしても……。つまり経済的にどういうインパクトを持つか。経済社会にこういう判断・結論をとったら、こういうことになってしまうということを有利に考える方が主張していく。それに動かされて、裁判所もそういう検討をした上で、判決をしていく。こういうことにはなるとしますので、徐々にはそういう考え方というのは、色々なところで取り入れられているのでしょうか……。今後はより個別的な、例えば先ほど言った正当事由をどう解釈するかとか、これはごくごく小さな、よくある借家の明け渡し訴訟などで問題になることですが……。そういう場合でもどういう解釈態度をとるかという時の一つのアプローチのしかたとして、比較的反証可能な論理として、こういう法と経済学の観点からの主張なり立証というのが、小堀先生が言われたことと同じですが、されていくんではないかと……。そういう意味では、大いに今後は関係が深まるのではないかと思います。

立法において、法と経済学が果たす役割というのは、これは解釈以上に大きいと思います。それはまた後で取り上げられるかもしれませんが、とりあえずはまず裁判実務の方だけで勘弁させてもらいます。

常木

どうもありがとうございます。

今深山先生の方から、立法の問題ということを少し提起されておりますので、少しそちらの方にも議論の視点を移動させてみようかなと思っているわけです。

先ほど鈴木祿彌先生のご挨拶で、「もはや経済学には社会政策はないんだ」というお話しがありまして、八代先生の方から、「それはけしからん」というご反論もあったわけですが……。(笑) まあ経済学が本当に経済政策をできるかどうかと言うと、常識的に考えればやはりできるんだろうと私も思っているのですが……。鈴木先生がおっしゃられた大河内先生とか、私から見ると伝説の人のような昔の人なので、どういう意図でそういうふうに言われたのか把握できないところはありますが、もちろん今の経済学でも、経済政策にそれほど経済学は役に立たないと言う人もいるのかもしれませんが。ただ、一般に言えば、やはり役に立つと言う人の方が圧倒的に多いんじゃないかと思います。そうやって経済政策を、ただ社会に対して有効に進めていく上で、やはり法律上の色々な枠組みとか、様々な制約、それは悪いものばかりではなくて、必要な制約というものも当然あるわけですが、そういうものとの関わりというものを無視して、要するに具体的な法体系上における執行ということと独立に、ただ簡単なり難しいなり、色々な数式を使って、「こういう結論が出てきたよ」と、「だからこれはやりなさい」と言ってもなかなかうまくいかない。そういう問題がどうしても出てまいります。そういう点につきまして、この際これまで特に規制緩和等との関連で、非常に積極的な発言をしてきていらっしゃる八代先生の方から、まず経済学において政策とは何ぞやと、それは可能であるかというようなことと、あとそれがいわゆる立法との関連で、どういうふうに方向性を整理していくべきものなのかといったことをお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

八代

その前に、決して鈴木先生にそんな失礼なことを言った覚えはないので……。ぜひ誤解を解きたいということだけでございます。

それから今ご質問と言うか、頂いた点というのは、非常に大きなポイントでありますけれども、「経済政策とは何か」という時に、私が習ったのは、やはり市場の失敗というのがあるわけですね。これは経済学者というのは、よく自由放任主義者だと誤解されるのですが、決してそんなことはないわけで……。どんな経済学の入門書にも、必ず市場の失敗というのは書いてあります。公害等の外部不経済はその典型ですし、それから景気循環というのもこれはある意味では市場の失敗であるわけです。広い意味のですね。ですからそういう

ことがあった時には、当然政府の介入が必要であって、外部効果を内部化したり、あるいは情報の非対称性を補うような規制をしたり、あるいは減税とか公共投資で景気を安定化させるということは経済政策でやります。ただ今の当面の問題点というのは、ちょうど市場が失敗するように、政府も失敗するわけなんですね。つまり政府も万能ではない。よく「市場は万能ではない」ということを言われるんですが、政府も万能ではない。どちらも万能ではないわけで、どちらの失敗がより大きいかで、セカンドベストで考えなければいけないというのが現状ではないかと思います。

例えば景気循環を流すんだといって公共投資をすると。しかしいったん始めた公共投資をなかなか止めることはできない。また政治的な圧力によって、必要のない公共投資がどんどん増えていく。かえって政府が逆に言えば経済を混乱に陥れたと。そうであれば、事前の策として何が必要かというのも、今の経済政策の大きな課題だろうと思われます。

それから立法との関係で言えば、先ほど八田さんの方から借地借家法というテーマが出ましたが、それと極めて似ているのが、今議論になっております解雇法の制定というところで、これは実は労働基準法には明確に書いてありまして、30 日前に予告をすれば解雇していいと。つまり 1 ヶ月分の賃金を保障すればいつでも自由に解雇できるというのが今の法律が言っていることであります。ただこれはあまりにもひどいではないかということから、仮にそういうことをしたら、解雇権の濫用だという濫用法理というのができてきて、これがまた逆に極めて厳しくしている。つまり経営者の判断を縛っているわけですね。つまり、本当に解雇の必要性が経営上あるのかどうか。あったとしても正規社員を解雇することを回避するために、あらゆる努力をしたかどうか。それから当然ねらい打ちの解雇はいけない。組合と協議しなさいという 4 要件であるわけなんですけど……。このうちあとの二つは手続きですから、ねらい打ちしてはいけない。組合運動をしたから解雇するなんていうのは当然許されない。また組合と事前に協議しなさい。これは当たり前なんですけど、本当にその企業が労働者を解雇する必要があったかどうかを、裁判官がどうやって判断できるのか。別に裁判官だけではなくて、経済学者だって判断できないわけでありまして……。そういう判断できないことを無理矢理強制するというのが、かえってマイナスをもたらすんじゃないかと……。つまりよく言われることですが、解雇無効の判決を勝ち取った時には企業はつぶれていて、どっちみち失業したというようなことすらあるわけでありまして。それからもっと大きな問題というのは、その与える外部不経済効果であるわけでして、例えばパートの人をまず解雇しなければいけないとか、新規雇用を抑制すると。今ある人の雇用を守るために、例えば新しく雇用を増やせない、あるいはいったん雇ってしまえば、雇用保障があるわけですから、極めて企業は慎重にならざるを得ない。そういう意味で、必要以上に雇用機会が減ってします。若年者がしわ寄せを受けると。こういう問題をどうするかというのは、まさに借地借家法と同じようなものであります。ですからそのような形で、やはりある法律のコストベネフィットということを考えなくてはいけないのは、経済政策でもあり、立法過

程でもあろうかと思いますが……。その時に私がこういう議論を色々な方としている時に気が付いたことは、経済学の論理と法律の論理がそれほど極端に違っているわけではないと思います。違っているのは前提なんですよ。つまり経済学者は、基本的に人々は合理的に行動すると思っている。法学者はそう思っていない。裁判なんてというのは、だいたい非合理的な人が起こす場合が多いわけで、会社法は別ですけども、民法とか刑法なんかは、変な人が起こすわけですから、裁判所はだいたいそういう人を想定しているわけで……。みんなが合理的行動をするという経済学者の前提がいかにも非現実的に思える。しかしこちらから思うと、一部の非合理的な行動をする人を前提に法律を作られたらかなわないわけで、これは普通の善良な人がみんな迷惑を受けるわけですね。ですから、そういう何を前提に考えるかというのが、実は立法過程における法律と経済学の一番大きな違いじゃないか。これはどこかで妥協せざるを得ないんじゃないかと思われます。ですから極端なひどいケースについて、厳罰で臨むと同時に、普通の合理的な行動をする人には、できるだけ迷惑をかけないような法律を作る。それは一種の事前規制から事後規制へという、いわゆる規制改革の一つの基本的考え方にも等しいと思いますが……。そういう形をできるだけ取るような形で経済政策も作っていく。解雇法をどう作るかというのは、立法論だけではなくて、一つの今の雇用対策でもあるわけですし、これは一つの経済政策ではないかと思います。そういうような形で、もっと現実の制度に経済学者も注目した上で、その制度の効果を横並びに見る。借地借家法、それからこういう解雇法、あるいは他にもあると思いますが、倒産法なんかもある意味で一種の解雇に近いような面もあるんじゃないかと思いますが……。やはりそういう横並びで違う法律を見ていけるというのが、一つの法と経済学の大きなポイントではないかと思っております。

常木

どうもありがとうございます。それでは同じ質問ですが、やはりこれまで経済政策に関して非常に積極的な発言をしていらっしゃいました八田先生の方からもご意見を伺えればと思います。

八田

先ほどの鈴木祿彌先生の社会政策ですけども、社会政策は近代経済学の非常に大きなトピックで、研究も非常に盛んに進められていると思いますので、隅谷先生どこでどうお考えになったのかちょっとわかりませんが、日本がアメリカなんか比べて多少遅れているという面はあると思います。例えば生活保護を受け取った人が、その働いた分だけ生活保護を減らされると。要するに税率 100%なんですね。限界税率が 100%なんです。だから日本では生活保護をいったんもらってしまうと、働くインセンティブが与えられていなくて、そこにじーっとしていた方がいい。アメリカでは連邦政府の制度も、州の制度も、そこに何とか働く意欲を与えようとして、100%減らさない仕組みを色々と考えている。そしてそ

れに関する様々な経済分析が盛んに行われています。それは一つの例です。八代さんのおっしゃったことに加えての……。それで、この分配のことが立法過程では重要だと思うんですが……。先ほど申し上げたことにも関係するんですが、一つの政策で何もかにも達成しようとするとうまくいかない。政策手段のいくつかは、それぞれ目的を割り当てて、ある政策手段は分配について、必ずしも望ましくない効果があるかもしれないけれども、分配の強制は別の政策手段ですと。例えば先ほどの生活保護の改善みたいな政策手段を再分配には使うと。しかし、他の効率化を達成するための目的は、そういう再分配のことを考慮しないでやると。そういう役割分担をすることが立法過程において非常にすっきりした議論ができるようになるんじゃないかと思うんです。例えば、電力の自由化なんかで、非常に混んでいるところでは、電力の料金を高くしろと。あるいは需要地にあまり発電所がないところでは、電力の料金を高くしましょうと……。そういう提案があるわけですが、それに対する反論は、「それはユニバーサルサービスの概念に反する」と。だから全国一律の価格にすべきだと……。どんな田舎でもこういう基本的なサービスというのは、等しく受けられるようにしなければいけない。当然本当の田舎だったら、送電線が延々といかなければならないわけですから、コストに合わせれば高くなるのですが、そういうところも等しくしなければいけないという議論がある。しかし、そんなことを言っていたら、東京は食糧も高いし、住宅費も高いから、そういう生活にもっとも基本的な物価が高いんだから、地方から東京の人は援助してもらわなければいけないということになってしまう。要するに「全く社会主義で行け」ということになるわけですね。要するに適材適所で、ある田舎の電力が高いところはあるかもしれないけれども、そこは食糧が安い。東京は食糧が高いかもしれないけれども、他の物は安いという……。そういうおそらく役割分担が必要で、そこで人々は好きなところに移動すればいいと、そういうふうに考えた上で、所得の再分配を……。本当に貧乏な人にはきちんとした再分配をしましょうという、別な仕組みが必要だろうと思うんです。そういう考え方というのは、結局法律、要するに得した人と損した人の損得を勘定するという話だと思います。これが一番端的に出てくるのは、こういうことだと思いますね。

私は学生によく言うんですが、ここにサンマさんという人がいて、船を持っていてサンマをとっていると。こっちにバナナさんという人がいて、バナナの木を持っていてバナナをとっていると。両方が交換してバナナとサンマを食べている。そこにリンゴさんという人が現れて、リンゴが実はできるということがわかったと。ただバナナさんは別にリンゴを食べたくないし、リンゴさんはバナナを食べたくない。サンマさんは両方食べたい。そういうときにどうするかと言うと、リンゴさんも市場に入れてあげようじゃないかと参加させると、サンマさんは絶対にハッピーになるんですね。今までバナナだけしか食べられなかったのに、リンゴも食べられるようになる。リンゴさんはもちろん嬉しい。サンマも食べられるようになるし……。ところがバナナさんはどうなるんだろうと。今までサンマさんを独占していたのに、今度はリンゴさんと競争しなければいけないわけですから、今ま

でほどはいい比率でもってバナナを交換してもらえないわけです。だから2人得して、1人損したわけです。この時にどうしたらいいかという立法問題が、先ほどの久保利さんのおっしゃった水掛け論になり得るんですね。経済学はその時に、「いや、得した人の得を全部足し合わせると、損した人の損よりも大きいんだよ」ということが言えるんですね。さて、それが言えるというのが経済学なんです、それを実際に使うかどうかというところの判断で、非常に大きな問題がある。もしこれが途上国で、3人しか本当にいないという時には、明らかに得した人が得して、損した人が損するわけですが、これをやるべきかどうかというのは大問題で……。こんなのは決めようがないということが大いに起きると思うし、ひょっとしたら、損するバナナさんの生活状態を見て判断しなければいけないということがある。ところがこういう改革・自由化がしょっちゅう起きると。どんなに損するかもしれないし、得するかもしれない、そういうことがいつも起きると。貿易の自由化もあるし、資本の自由化もあるし、金利の自由化もある。そういう社会にいるのなら、ひょっとしたらひどい目に会うかもしれない。何もしないでじーっとしているのと、いつも積極的に効率化施策をやっていく社会と、長い目で比べてどっちがいいかという話なんですね。それを社会によってどちらかを選択すべきなので、「じゃあ効率化政策をやっていこうよ」と、そして「再分配をどうしても必要になれば別の手段をとろうよ」ということを、いっぺん基準として判断・採用してしまうと、立法過程は非常にすっきりしたものになるだろうと思うんです。

実はそういう考え方の基礎のところでの選択をどうするかということに、この法と経済学が貢献するのではないかなというふうに思っています。

常木

どうもありがとうございます。それでは経済学者の方2人にまずお伺いしましたので、同じ質問ですが法学者の立場から神田先生にも一言コメント頂ければと思います。

神田

立法学と言いますか立法ですね。現実の立法について法と経済学がどのような意味を持つかと言われると、私はやや違和感があって……。議論自体は非常に役に立つと言うか、法と経済学の議論というのは、色々な意味で有益だと思うんですが、立法として何を選択するかと言うのは、最後は投票と言うか、民主主義の下でのある種のルールで決めることですので、日本国民全体が経済学者であればともかく、あるいは国会議員全員が経済学者であればともかく、これは八田先生が最後におっしゃったことなんですが、最後は価値観の選択になるわけです。それは私のこれまでの経験で言いますと、分野にもよると思うんですが、私が主として携わってきました金融とか商法とかという分野というのは、案外アメリカでは法と経済学というのは、立法する時にはあまり成功していません。まあ経済学的な議論というのは当然行われているんですが……。そして日本でもどちらかと言うと成

功しそうに思うんですが、案外そうでもないというのが実感としてあります。また、アメリカで私が法と経済学を習った時も、ちょっとこれも色々な流派がありますけれども、立法の議論をする時には、議論として有益ではあるけれども、最後決めるのはボートだと……。だからその時の価値観というのは、今八田先生が詳しくご説明されたような 2 人得して 1 人損するという時には、1 人損する人を守れという人の声の方が多ければ、そちらが勝ってそういう立法がなされるんだということを嫌と言うほど教え込まれたことがあります。「だからあなたは実証的な研究をしろ」と……。これはシカゴ学派的な影響を受けすぎているのかもしれませんが、そういうふうに教えられました。

まあこれは全然専門の話とも違うんですが、どうも日本語で、経済学の分野ではいいと思うんですが、資源配分上の効率性と言うんでしょうか、ロケイティブ・エフィシエンシーという、効率性という言葉が非常に日本語では悪いですね。エフィシエンシーという言葉は、おそらく中立とかいい意味だと思いますが……。経済学の関係者を除くと、効率性というのは「何だ効率か……」というのが、日本語としては非常にマイナスの表現でして、あまり一般受けしない言葉なので、何か別の言葉を考えた方がいいと思うんですが……。あるいは最適とか、オプティマルという、これも非常に日本語として良なくて、何か色のない、物事を個性を無視して、ただ数字化して足し合わせたようなイメージを受けるような日本語になっているというので、私は効率性という言葉を使うたびに、使う人が立法過程では不利になっていると思います。

それよりも、やはり立法過程では弱者保護とか……。これも先ほどからご説明ありました間接効果をあれしない弱者保護論というのが非常に強いですね。ですから例えば最近の不良債権問題というのが金融の分野ではありますけれども、銀行の不良債権を処理するために、銀行は厳格な査定をして、簡単に言うと「危ないところには貸すな」と、「きちんと貸し出しの審査をしろ」という議論をするわけですが、立法とか政策をとる時には、「しかし、中小企業へは貸せ」と……。「貸し渋るな」という方が勝つんですね。最後は……。しかしその結果、間接効果として、先ほど八田先生の言われた、日本の中小企業というのは公共工事と同じように、社会で一番競争力がなくなっていると思うんですが、そういう保護策の結果です……。そういう間接効果は、別に全然考慮されませんので、投票になれば弱者保護の方が勝ちます。ですから、そういう意味では……。私はその弱者保護の方が勝つというのは間違っているところで言うつもりも全くありません。と言うのは、立法する時はそれは、それぞれの事項によって違うと思いますが、価値観で決まることですから、必ずしも資源配分の効率性と言うか、あまりうまく言えませんが、今までお話しが出ていたような価値観だけからボートするひとがマジョリティだとは思えないからです。そういう意味では悲観的と言うべきなのかもしれませんが……。まあしかしちょっと話を変えて、表現を変えますと、先ほどから八田先生や八代先生がおっしゃっているように、やはり物事のロジックということと、それから何が真の争点なのかというのを明らかにした上で投票してもらうというか、意志決定をしてもらうという意味では、

法と経済学の議論というのは随分役立ってきたし、これからも役立つように思います。以上です。

常木

どうもありがとうございます。今度はだんだん話が重厚になってまいりまして、非常になかなか難しい問題になっているという感じが致しますが……。

次にやはり、要するに今の神田先生のお話にもありましたように、価値観の問題であるとした時に、最終的にはデモクラシーの下では、これは国民の決断であると、そういう問題が出てくると思いますが……。ただ具体的に立法過程を通ずる際に、直接に国民が色々な政策について 1 個 1 個関与しているということはあまりないわけで、言うまでもなく、立法実務の流れの中で、色々なことが決まってくると思うのでありますが……。少しそういう観点も含めて、そういう問題に日々接していらっしゃる深山先生の方からご意見を伺えれば幸いです。

深山

立法過程を仕事にしているわけですが、当然のことながら立法過程で最も重要なことは、立法的な決定権限が誰にあるかと、法律であれば国会にあるわけで……。私たちがやっていることは、その原案を作るという仕事です。従って、国会で法律として成立して初めて意味があることですので、いかに理論的に優れた法律、あるいは立派な法制度であっても、法律として成立しないということではほとんど意味がない。そういう意味では、最も重要な判断が、国会における投票行動の結論であるというのはその通りです。

ただ私自身が仕事にしている原案を作るという仕事ですが、これは「ある法律を改正しろ」と、「ある制度を見直せ」という声があるということがもちろん前提となって見直す、改正の作業が始まるわけですが、その声自体が右の方へ見直せという声と、左の方へ見直せという声と、そもそもそこでだいたいどう見直すべきなのか、何をどう変えるのかということと自体で、世の中の意見というのは多様です。従って、まず細かなことはともかくとして、この制度を廃止するなり、あるいは別の形の制度に変えるなり、そういう政策決定をしないと、立案、原案を作りようがないという問題があります。ですから、法務省では、ご存じの方も多いと思いますが、法制審議会という審議会で、専門家や各界の方を集めて、基本的などういう方向での見直しをするかという点について、それぞれのご意見をお聞きした上で、多くの方が「この方向でこの制度を見直せ」という方向で議論を始めようということになります。

しかし、こういうふうな事象に対して、こういう結論になるように見直すべきだということまでが、仮にそういう形で決まったとしても、それを法的な手続きなり制度でどう実現するかというのは多様な選択肢があります。私たちも比較法的に、他の国では同じ問題にどういうシステムで対応しているのかということも調べますし、類似の利益状況の時に、

他の法律ではどういうシステムでそれを解決しているのかというようなことも調べます。いわば法技術的に色々なシステムで、今言った「ある事象にこういう結論になるようなシステム」というのは論理的にはたくさん考えられます。その中でどれかを選択すると……。そして実際に法律案として国会に提出していくということになりますが……。その時に一番迷うのが、同じことをやりたいという、動機が同じでいくつもの制度……。ドイツに倣えばこういうやり方がある、アメリカに倣えばこういうやり方がある、あるいは他の法律のこのシステムになるとこういうやり方があると、いくつも併存した時にどうやってそれを選ぶかということです。これはまあ最終的には審議会の議論などでも、そういうことがしばしば議論になって……。私がやってきた倒産法の立法でも、例えば一つの制度、総論はみな賛成。各論で「これを実現するために四つぐらいの色々なやり方が基本的にありますが、どれにしましょうか」と言うと、意見は大きく分かれていくというようなことはしばしばあります。どれかを選ぶ時にいったいそれは何を基準に考えているのかと、はたと自分自身のことを含めて考えると、それぞれの人のやはり経験の何となく蓄積とか、あるいはそれぞれの人の置かれた立場……。経済界から来た方、労働団体から来た方、学者としてこういう分野をずっと研究された方……。これは失礼な言い方かもしれませんが、アメリカ法に非常に詳しい方は、ついアメリカのシステムがいいんじゃないかと……。ドイツ法に詳しい方は、ドイツのシステムがいいんじゃないかと言いがちなような気がしますし……。そういうそれぞれの人の法律にずっと接してきた経験の蓄積みたいなことと、もっと言えば最後は直感みたいなものもあるかもしれないと思います。それでこのシステムを選ぼうと……。

こういう基本的には、大きな意味で同じルールを作りたいという時に、どういうシステムが最もいいんだろうかということを検討する時の、一つのアプローチのしかたとして、この法と経済学というのは役立つのではないか。ですからこれまでもいくつかの分野では、法と経済学の観点から「この制度はこう改めるべきだ」、あるいは「廃止すべきだ」とか、色々な提言がされています。ただ、正直言ってそれはまだ非常に少ないので、具体的に私たちがこういう制度を作ろうと思った時に、すぐ使えるような知見がすでに存在しているということはほとんどない、まあめったにないと言った方がいいかもしれませんね、と思います。

あまり抽象的な話ばかりしてもあれなんで……。例えばどういう制度でそういうことを考えるかと言うと……。私が担当した民事再生法という法律がありますが、これには担保権消滅制度というのがあります。担保権というのは、ご存じの通り、法廷の事由以外で消滅しません。弁済をして担保権が消える、競売をして消える、あとは民法上滌除という制度がありますので、滌除で抵当権が消えるというようなことはありますが、むやみやたらに担保物件というのは消滅できない。担保物件が消滅するというのは民法の教科書を見ると、これとこれとこれしかないと書いてあります。それに一つ新たなものを付け加えようという話です。これは詳しい議論をしていると時間が足りませんので、そういうニーズがある

ということについては、審議会の各界の方もおおかたそうだろうと……。一定の場合には企業再建をこの手続きで果たすために、担保を消してしまえる新たな担保消滅のシステムが必要だということは合意ができています。ではそのためにどういう仕組みが考えられるのかというようなことを、素案を提供するのが我々法務省の人間の仕事です。実は比較法的にと言っても、この制度についてあまり比較法的にいい知見が得られなかった。他の先進国で、動揺のニーズに応えるようなぴたっとした制度があったわけではありません。ただ日本では常識的に考えても競売制度があります。競売は自己計略ができませんけれども、自己計略ができる競売みたいなものを考えれば、競売手続きを少し変えれば何とかなるんじゃないかと……。あるいは滌除という先ほど言った制度。これを少しモデファイすれば同じニーズに応えられるのではないかと……。それから倒産法制固有のものとして、会社更生法に商事留置権に限った消滅制度というのがすでにあります。これをモデファイして抵当権等にも使えるようにしたらいいんじゃないかと……。まあ色々なシステムを考えました。それをまた議論をして、一つ新たな制度を作りましたが……。こういう時に、それぞれの制度をとった時に、どういうことが世の中で起こるのかということが、なかなか予測がつかないということがあります。そもそもこの制度自体についても、最初は異論もあったぐらいですし、結局あるこういうシステムを作るということで、今もう実定法化していますが、できたものに対して世の中一般から濫用されるのではないかとということが非常に言われました。その濫用形態も人によって言うことが違うんですね。こういう形で濫用する人が必ずいるとか、こういう形で非常にしばしば使われて、本来の目的が達し得ないとか、あるいはこういう形で金融実務に大きな悪影響を与えるということを、金融実務家・弁護士さん・学者、あるいは政治家の先生も含めてですけれども、色々なことを言われました。それらについてどれが正当で、どれがそれなりに合理的な予測なのかというものの、判断がなかなかつかない。そこが実は立法する時に非常に悩ましいところで……。私はよく言っていたんですが、「実験してみたい」と……。どこかの一部の地域で、3年ぐらいこの制度を使ってみたいと思いました。倒産法では、しばしばこういう小さな一つの制度だけではなくて、大きく変えることもありますけれども、実験的にやってみたいと思うことがしばしばございました。現にアメリカなどでは、倒産法に限らず、民事の手続き上では、実験的な運用をいくつかの裁判所でやる、あるいは地域でやるということをやっていますし、現在特区の制度なども、ある意味それと似たような発想なのかもしれませんが……。なかなか日本では、システムを実験的にやって、「失敗してすみません」と言って、違うことをするというのを許してもらえないような雰囲気がありまして……。そういう時に、こういうシステムが新たに世の中に投入された時に、人々がどう行動するんだろうかということ、あるいはどんな経済的な影響があるんだろうかということについての物差し、あるいは評価の議論というものが、我々の外に分厚くあれば非常に精度の高い立法ができるんじゃないかと思いましたが……。この法と経済学の学会ができ、議論が発展する中で、そういうような形で、精度の高いと言いますか、予測可能性通りの立法になるべく近づくと

いう形で立法ができれば、これは非常に大きな成果になるんじゃないかと思っております。

常木

どうもありがとうございます。だいぶ時間が詰まってまいりましたが、もうあといくつか論点を提示したいと思うんでありますが……。

一つは、これも先ほどから少しずつ出ているお話しではございますが、いわゆる士業とか侍業というものがございまして、弁護士でありますとか、司法書士・税理士・弁理士・行政書士といった方々の法実務というものが存在するわけでありますが……。それが法と経済学の浸透によって、どういう効果を持つかということで……。先ほどから少しずつお話しに出ていると思いますが、少しまた久保利先生からそういう点についてご意見伺えればと思います。

久保利

これもどこかで試してもらわないとなかなか結論が出ないような話だと思いますが……。少なくとも先行きどうなるかということを考えれば、まず弁護士について言うと、2010年からは3000人を超える弁護士がどんどん出てくる。おそらく2018年には5万人ないしは6万人という状態が出てくるんだろうと、そういう状態の中で、今2万人しかいない弁護士が、非常に激しい競争状態に陥るということは当然だろうと思います。その中でやはりロースクールというものが非常に脚光を浴びるだろうし、おそらくこの法と経済学会も、これをにらんで立ち上げたというところは多分あり得るだろうと……。その場合に多くのロースクールでこの学問を、これは選択か必修かわかりませんが、教育することになるだろう。当然そこを出て巣立っていく弁護士達というのは、この手法と言うか、この学問をしっかり学んで出ていくということになる。そうなった時に、弁護士はそれで法実務家と言っても、単なる訴訟弁護士ではなくて、企業の中にも入っていくでしょうし、地方公共団体、あるいは国家公務員の中にも行くでしょうし、あるいはジャーナリスト……。今日も大勢お見えですけども……。今日お見えのジャーナリストで、弁護士の資格をお持ちの方は多分いらっしゃるはずで……。しかし弁護士でありながらジャーナリストになっていく、当然司法記者なんていうのはみんな弁護士の資格があるというふうに多分なっていくのかなあと……。政治家も当然そうですし、政治家の政策秘書というのもそうだろうし……。様々な形で広がっていく。当然その人達の基礎的な能力として、法解釈学だけではなくて、法と経済学による分析力というものを身につけて出ていく。そうやってきた時に、例えば弁理士さんとか、税理士さん、行政書士さん……。司法書士さんは深山さんに後でおっしゃって頂くとして……。どうなるかと……。司法書士もある意味で言うと、すでに簡裁の代理権というものはお持ちになるわけですから、当然ある種の弁護士の業務は持っていくことになると思います。そうなってくると、やはり日本中かなりドラチックに弁護士、あるいは隣接職種の人達の仕事のあり方というのも変わっていくのでは

ないか。一つは、今まで各士業と呼ばれるものが、ほとんどが代理申請業務だったということは言えると思います。その申請代理ということ、誰かを代理して申請をする。国会に対して何らかの申請をするという役割、これが大きく変わっていく……。つまり紛争処理という部分に動いていくのではないか。紛争処理という形になっていけば、例えばそれは裁判所ではなくても、ADR であるとか、様々な紛争解決機関というものに、それぞれの資格で出席になるというようなことがある。場合によってはその ADR で裁く側に回るということもあるかもしれない。その時に、的確な判断をするという時に、細かい条文の解釈だけで決めるのか、もう少し広い視野を持った経済学的な知見も含めて判断をしていくのかと問われた時に、多分ここで士業同士の競争関係が出てくると思います。そうすると、「どうも○○さんの士業でやっている ADR には行かない方がいいよ」と、「あそこは非常に偏頗な、通達ばかり重んじて、まともな法律を中心にする解決をしてくれないよ」とか、あるいは「あそこはやたら法律のガチガチの論者ばかりで、背後にある経済的な事情というものをさっぱりわからんよ」というふうに言われる……。そうなってくるとやはりこれも問題だと……。そういう点で、私はどう変わるかと言われるとなかなか的確な回答ができませんが、ものすごく変わるだろうと……。変わったところで様々な競争が始まって、バトルロイヤルではありませんけれども、多分各士業乱れて、競争関係になっていくんだろうと……。その時にやはり必要な能力と言いますか、視点として経済学と法、この関係をどういうふうに見極めるかということが大切なのではないか。おそらく今日お見えの多くの士業の方々も、おそらくそういうことになるだろうということで、先見性をお持ちで今日お見えになって、こういう話を聞いて、各士業にお戻りになってぜひ多く会員になるようにとお薦めになるのだと思いますし、私もそれを期待して発言しているわけですが……。そういう非常に大競争時代、これが各士業にとって始まる、その幕開けが 2004 年のロースクールの開校ということではないかと……。

私が属しております第二東京弁護士会は、埼玉県の大宮で佐藤栄という学校法人と提携を致しました。2004 年開校を目指して、今一生懸命がんばっていますが、今日その顧問の宮澤先生もお見えですが、少なくとも我々は、法社会学及び法と経済学、これについてはぜひ先端科目というのか、展開科目というのかわかりませんが……。あるいはむしろこれが法律の基礎科目と言うべきかもしれませんが……。そういう科目として開催をしていきたい、開校していきたいと考えております。答えになったかどうかわかりませんが……。

常木

どうも本当にありがとうございます。それでは深山先生の方からも同じ質問ですが、少しコメントを頂けますでしょうか。

深山

ほとんどの士業について久保利先生が言われたので……。司法書士は、確かに監督省庁が

法務省だということが残ったのかもしれませんが。司法書士は今の司法制度改革の中で、弁護士の簡易版と言いますか、それに準ずるような形の簡易な事件についての訴訟代理権等々の権限の拡大が順次図られていく方向にありますので、弁護士の皆さんと同じような意味で、紛争に単なる代書屋ではなくて、代理人として法律の解釈を述べたり、立証を考えたりというような形で、軽微な事件ではあるでしょうけれども、同種のそれに準ずるような職務を行っていくという方向にだんだんくなっていくと思います。

先ほどの久保利先生の話ではないですが、その弁護士さん、あるいは司法書士の皆さんが、裁判所に対して法的な紛争について一定の解釈を主張し、その適用を求めて司法活動をしていくという時に、この法と経済学の視点と言いますか、そういうものが今後はますます強くなる、あるいは影響力を持つようになるだろうという意味で、その業務とは無関係ではないと思います。

それからもう少し広く言えば、こういう士業、特に弁護士さんの数の大幅な増大ということで、今まで法律に非常に特化した分野にだけ、その分野だけのピンポイントの専門家として弁護士を活用するという社会から、アメリカほどになるかどうかはともかくとして、法曹が社会の様々な場面に浸透する割合が極めて短期間に大きく増大すると……。そうしますと、これまで私自身もそうですが、法曹・法律家というのは、経済学を知らなくて当たり前で、それで胸を張っているようなところもありましたけれども、そういう形で生き残れてこられたのは、本当に狭い範囲の、しかし深い知識だけでしか取り扱わないと……。しかもそれしか数がないという時代の産物で、数が大幅に増加して、社会で果たす役割が増えれば、そういう経済学とは無縁の法律学、あるいはもっと言えば法律の解釈だけで飯を食っていくというのは、一般的な意味でだんだん困難になると……。そういう意味でも、この時期にこういう学会ができて、少しずつ法と経済学の知見が法律家全体に広まっていくというのは、誠に時期を得たことじゃないかと思います。

常木

どうもありがとうございます。

それでは、また少し質問の中身を変えたいんですが……。今はどちらかと言うと、主に司法実務の方に話が来ましたが……。やはり先ほどから申し上げておりますように、他の方実務に関しても、やはり法と経済学というのは少し何か貢献できることがあるのではないかと……。もちろんそれは、官庁であるとか自治体の業務ですね。その他国会あるいは、その他の公的機関の業務というものが、今後何か影響を受けるのかどうか。そういう意味で今規制緩和とか、緩和と言うよりはむしろ改革と言った方が正確だと思いますが……。そういうものがかなり本格的に動き出しているという事情がございますので、そういうものとの関わりも含めまして、少し先生方のご意見をお伺いしたいと考えております。それでまた八代先生の方からお伺いできればと思います。

八代

今立法ということが言われておりますが、立法という時に、例えば環境法のように何も新しいところに新たな法律を作るという場合もありますが、ほとんどの場合は既存の法律を改正していく。改正する必要があるかないか、あるいは改正するとすればどうすればいいかという意味で、今不断に立法のニーズというのは強まっていると思います。

その時に規制改革ということになるのですが、これまでは規制改革と言うと、各省庁が自分の所管している法律を少しずつ変えていく。審議会に諮りながらと……。そういうのが一つの典型だったわけですが、過去 10 年ぐらい前から規制改革委員会とか、名前は違いますが、今総合規制改革会議ということで、かなりある意味ではうるさいおじさんと言いますか、おばさんと言うか、とにかく各省庁の政策に文句を付けて、「もっと法律を改正しろ」といううるさく言う組織が出ておりまして……。私も過去 5 年ほどやっておりますけれども、ここにも神田先生、八田先生、いずれもそれぞれの分野でやっておられますが、そういう組織が出ておりまして、これが結構各省を悩ませております。特に昨年、規制改革特区、構造改革特区というものができまして、これは福井先生が切り込み隊長みたいなことをやっておりまして、各省から大いに嫌われておりますが……。これが先ほど深山さんがおっしゃった実験ということなんですね。つまり、今の法律を変えようという時に、どう変えていいかわからない。それぞれ一理あるという時に、実験してみようというのはある意味ごく常識的な考え方なんですけど、これが猛烈な反発に会う。つまり一国二制度は許し難い、法の下での平等に反するとかですね。ある省庁の人が言ったことで私は非常に感心したのは、「法律というのは、その時点で最善のものである」と、「従って二つはあり得ない」というロジックで、なるほどと思ったのですが……。「しかし何が最善かわからない時にどうしたらいいんですか」というふうに逆に聞いてしまったのですが……。「そういうことはあり得ない」という一言で言われてしまったのですが……。現にあるわけですね。それからもう一つ、厚生労働省の人は、「特区は結構です」と、「どこかでやってください」と……。「ただ、身体生命に関わるものについては、そんなものはだめですよ」と……。要するに人の命を実験台にするのか、モルモットにするのかということを言われるわけですが、しかし、生命身体に関わるものだからこそ、最善のものを常に求めなければいけない。例えばよく言われる例ですが、救急車の中で一定の医行為をする。つまり、例えば呼吸困難に陥っている患者には管を入れるわけですが、それでも、「そういうことをしたら患者が死んでしまうじゃないか」というのと、「何もしなかったら病院に着くまでに死んでしまうじゃないか」という、これはどちらも正論なわけですね。ですからどっちを、やった方がいいか、やらない方がいいかというのは、やはりやってみてどっちが統計的に患者の命が助かったかで勝負するより仕方ないのですが……。そういう不確実なものに対してデータを集めて、ベストのものをやろうというのは、アメリカでは当たり前のようには言われておりますが、日本では極めてこれまで否定されてきたことである。そういう「あるべき論」と「実態論」とのギャップを埋めるためにも、最適な規制というものをどのように作るのかと……。最

適な規制がわからない時は実験でやってみようとか……。そのようなことが徐々に今しかし浸透しているかと思います。

その時に大事なのはやはり評価でありまして、先ほども森島先生がおっしゃったと思いますが……。特区を作ってみたと。しかしそれは 1 年以内に評価しなければいけないので、その評価の手法をどうするかということも、今突貫工事でやっているわけですね。例えば我々も株式会社の参入問題というのがありまして、病院とか学校とか農業に株式会社を導入すべきかどうかといことで……。これは経済学者に聞けば、「そんなのは当たり前でしょう」と、参入規制は全て悪なんであって、要するに参入はできるだけ自由化する。あとは事後規制で、情報公開とかセーフティネットをやればいいというのがほぼコンセンサスなんですけど……。しかし、では具体的に株式会社を参入させたら、どれだけ具体的な効果があるかと言われると、まあちょっとかなり難しい面があるわけで、どうそれを計るのかという手法というのは、今開発中なわけですね。

一つ言われるのは、例えば資本金を合理的に使えるというようなことなんです。つまり福祉とか教育の分野というのは、学校法人とか社会福祉法人とか、非営利の法人ががんばってまして、この非営利の法人を作るためには、まず多大の資本を寄付しなければいけないんですね。それで初めて非営利事業として認められて、それに対して政府が援助をするというロジックになっている。それは結構なんですけど、そのためには膨大な資本を凍結しなければいけない。事業に失敗したら返ってこないわけですね。ある意味で経済学的に言えば、これは非常に資本コストの高いやり方であると……。株式会社であれば、最小の資本で、しかも出資者は流動性のある程度確保したままで投資できるから、もっと簡単に学校や福祉施設ができるんだというようなことを言うわけですが……。それに対して規制官庁の方は、簡単にできるなら簡単に撤退するだろうということを言うわけです。夜逃げされてはたまらないということを言うわけですね。ですから、社会福祉法人とか学校法人が、多大な資産を凍結させる、寄付させるというのは一種の担保であると。それによって、その事業にとにかく、儲からなくてもとにかく人々のためにやれということを強制できるんだというロジックであって……。これはまあある意味では、せっかく我々が少ない資本で学校を建てられるということを一生懸命実証しても、「だからだめなんだ」と言われたらこれはどうしようもないわけでありまして……。やはりそういうのを法と経済の観点からもっと議論して頂いてやらなければいけないのではないかと。すぐに撤退すると言われても、だからすぐ入ってこられるわけで、体質規制は参入規制につながるというのは経済学のロジックである。だからこの企業が撤退しても他の企業が埋めればいいんじゃないかというのが我々のロジックなんですけど……。そうは言っても、ある学校にいる学生、社会福祉施設にいる老人は、そう簡単には代われないんだから、やはり一つたりともつぶれてはいけないという別のロジックがある。まあこういうロジックとロジックの対立というものを、いかにしてうまく調整するかというのが今の規制改革でのおもしろ論議であります。ぜひそういうことで、多くの方に参加して頂いて、味方を増やしたいと思います。敵も増

えるかもしれませんが……。

常木

どうもありがとうございます。それでは、先ほどの議論とも少し関連すると思いますので、また神田先生の方からもコメント頂ければと思います。

神田

私も八代先生や八田先生と一緒に総合規制改革会議というのをやっています、今八代先生からご紹介ありましたようなこっけいな、何と一般から見たらこっけいな議論を役所とのあいだでやっているんですが……。私は八代先生のお話で尽きていると思うんですが、ちょっと違った面から規制改革の経験ということで申し上げたいと思うんですが……。規制改革というのは、法と経済学とか何とかいう次元の問題ではなくて、闘いなんですね。私に言わせれば……。ですから学者がやるべきことではないと思うんですが。では何故やるのかというのは時間がないと思うんですが……。何故闘いかというと、規制を変えていくのは、言うまでもないことです。すでに存在している規制によって作られた世界があり、それを一般に既得権益と言っているんですが、その既得権益、まあこれは官と民とで区別しなければいけません……。少なくとも民の世界に立つ場合には、その既得権益を持つ民、これは団体であったり、一部の業界であったり色々ありますが、当然損得で行動しますから、法と経済学であれなんであれ、理屈を聞く耳はないんですね。ですから例えば医療の分野に株式会社という形態を、これは強制ではありません、株式会社形態で経営してもよろしいという選択肢を導入しましょうということで、まあ公聴会と言うか、公開討論と呼んでいるんですが……。そういうことをしますと、関係諸団体が出てきて何と言うかということ、まず反対の前に2文字が必ずつくんです。「絶対反対」から始まるんです。(笑)それで次に出てくる理屈は、「いやそんな株式会社形態を持ち込んだら、金儲けに走る。医者が患者の利益よりも金儲けを優先する」と。「従って絶対反対で、あってはならないことだ」と……。「ではアメリカはどうなっているんですか」と言うと、「アメリカの医者は金儲けをしている」と……。ですからこれは滑稽な議論なんですが、要は損得ですから、何を言っても聞く気がないわけですね。ですから私は闘いだと思っています。ただ、では何故そういうのに我々は参加しているかと言うと、実はそこが官と民との違うところでして……。民は損得で動くんですが、官は損得でも動きますが、理屈での議論というのが日本の伝統的な慣行になっているわけです。従って、役所の方は、やはりこちらが理屈を言うと、まあ何と言うんでしょうか、それをいい意味で言えば理解して、それに理屈をもって応えてくれるということで……。実は私どもが議論をしている相手というのも、民ではありませんで、それぞれの省庁ということになるわけです。先ほどの特区の場合でも基本的にはそうなわけです。従って、これは官と官とのいわば争いと言うか、その議論をしているのが総合規制改革会議とかいう組織に限って言えばそういうことなんですが……。そ

ここでは従って、これは理屈の付く方が勝つということに建前はなっているわけです。そこで先ほどの「ああ言えばこう言う」という屁理屈がいっぱい出てきて、こっけいな議論をしているんですが、一般人から見るとですね……。そういう滑稽な議論を繰り返し私どもはしてきたということなんですが、まあこれは言うまでもなく、滑稽な議論を積み重ねることによって、少しでも日本を良くしようというつもりでやってはいるわけで……。そういう意味で法と経済学というのは、あまり私は関係ないと思うんですけども……。まあ規制改革というものの議論を進めていく上では、ぜひ法と経済学の視点も含めて、今後も理屈の議論というのは、もっと日本では重視して行って欲しいと思っています。

常木

どうもありがとうございます。それでは同じ質問ですが、最後の締めという形で八田先生にご意見伺えればと思います。

八田

締めになるかどうか分かりませんが……。せっかく深山さんがいらっしゃるんで、法制審議会との関係について申し上げようと思うのですが……。先ほど効率という、言葉がちょっと悪いと言われたのですが、まあとりあえずこれを使うよりしょうがないのですが……。その効率という得する人と損する人の両方を比べて、どちらが得するかというので、一つの基準をやったらどうかと……。それでそれを採用するのは、結局は価値観であるということをお願いしたのですが……。しかしまあ、日本のような国では、結局は、好むと好まざるとを問わず、そういう価値観を実際は採用しているんですね。貿易の自由化もやっているし、資本の自由化もやっているし、それから道路の投資をしようと思ったら、やはり問題は色々な地方に再分配が行っていることなんで、そうじゃなくて、きちんと費用便益分析をやって、損得をきちんと勘定してやる方が望ましいという、まあ多くの意見の一致がおそらくあるのだと思うんですよ。それで、それを実際に審議会でどうやってやるかという時に、例えば去年総合規制改革会議と法務省とで色々議論があった問題で、例えば中古マンションの建て替えの要件をどうするかと。建て替え決議ができるのが、伝統的には、法律改正の前には、一応老朽化した場合には建て替えることができるということだったわけです。老朽化の定義が非常にあいまいだったために、もう非常に立て替えが難しかった。それで結局は 4/5 が賛成すれば建て替えてもいいことにしたいじゃないかというのが、総合規制改革会議の考えで……。それに対して法制審は最初のうち、30 年経ったものについては 4/5 でいいと、30 年未満のものについては基本的には全会一致だと。そういう案で来たわけですね。その 30 年というのが何故必要なのかと言うと、私はこれはどうもどこかの利害関係とか、民間の強い意志とかそういうんじゃないと思うんですね。やはり法律へのこだわりなんですよ。前に「老朽化したものに対して」という条件を付けたんだから、それを変えるには、一応 30 年というようなものを代わりに入れてやらなければいけないと。

「では 25 年、20 年でどうか」と言うと、「もう 30 年で決めちゃったんだから、30 年でいきたい」と……。その辺は一切の理屈がない世界なんですね。これは要するにプロとしての法律家のこだわりなんです。それをどうやって法律家が正当化するかというと、びっくり仰天なんです。アンケートでやるわけです。色々な業界なんかにアンケートを回して、「どういうご意見でしょうか」と……。で「これが多数です」と言うわけです。それが私は、先ほどの効率性のような判断と全く相容れないものだと思うんです。これに似たようなことは借地借家法の改正の時にもありまして、借地借家法をどのように改正したらいいかというのを、色々な業界団体にアンケートを出す。それから大学にも出してきたんです。私は当時大阪大学の社会経済研究所にいましたが、法学部長に「あれ、どう答えましたか」と聞かれたので、「いや、あんなものは無視しましたよ」と。だって私の研究所で、それについてどう考えるかなんて千差万別ですし、そんな組織として意見を持つべきでないし、組織としてそんな意見があるわけがない。ただ法学部長は意見を出したというわけです。その人は何も知らない人なんですよ。本当にそういう意見を集約して何になるんだろうという気がしています。だから、そういう意見を集約すべきではなくて、むしろやはり元来の目的、そこに住んでいる人達にとって何がもっとも望ましいのかと……。要するに僕らの言葉で言えば効率ですよ。得する人と損する人の利益を比べると……。その観点を徹底させることで、随分色々なことが改善されるんじゃないかと思うし、もし予測が不可能ならば、それこそ複数の研究者なり研究機関に依頼して、そういうものを作らせて、しかもそれらの責任を非常に明確にして公表してやると……。そういうようなことが、これからの立法過程で必要になってくるんじゃないかと思います。

常木

どうもありがとうございます。最後は非常に厳しいコメントもありましたが……。(笑) もう時間がすっかりなくなっちゃいましたが、最後におしまいのご挨拶も兼ねまして、それぞれの先生方に、1 分から 2 分ぐらいで法と経済学の今後に対する期待というようなことをコメントして頂けるとありがたいのですが……。最初に深山先生の方からお願いします。

深山

今非常に厳しいご意見がありまして、私自身が担当したわけではありませんが、経緯は存じておりますので……。ただ会場の方に誤解にならないように……。結局のところは 4/5 だけの立法が成立しております。法制審議会もそういう形の答申を最後はして、国会ですでに法律が成立しております。まあどういうふうな手順で立法するのかと……。法制審議会のあり方や議事の進め方も含めてですが、これは別に固定的なものではありません。今日の厳しいご意見も含めて、外部的な色々なご意見が法制審議会にこれまでも多々寄せられておりますし、少しずつは……。まあ役所のやることですから、1 日にして革命的に変わる

ということとはなかなかないのですが、法案の立案作業のあり方自体も見直すべきでしょうし、少しずつはやっているつもりですので、今後こうご期待というところです。

私自身が法と経済学に何を期待するかということですが、先ほどより色々お話ししたように、立法の過程で法と経済学のアプローチが、色々な途中での判断に有益な形で資するだろうという感じがしておりますので……。今の我が国の法と経済学で、個別的に取り上げられた法制度というのは、もう今日主要なものは全て出てきたような気がします、逆に言うとそれ以外にあまりたくさんあるわけではありません。様々な法領域について、様々な議論が蓄積しているアメリカとは、だいぶ大きく状況が違っているように思います。立法の担当をしている側からすると、より多くの分野でより活発な議論がされていくということ。それから例えばですが、短期賃貸借制度という法と経済学の観点から随分ご批判を受けている制度なども、今回配する法案をこの国会で出す予定です。その結果どういうことになったかという検証作業などもぜひ行っていくことによって、より実りのある議論が多くの方法で展開されることを期待しております。

常木

ありがとうございます。では八代先生お願いします。

八代

法と経済学というのは、お互いに法学と経済学がそれぞれ乗り入れることで、相手側から学ぶというのが最大の目的だと思いますが、私はそれだけではなくて、例えば経済学にとって、法と経済学をやることによって、経済学自身の発展にもプラスになる面があるんじゃないかと思っております。それは規制改革の議論で、やはり各省庁と議論しておりますと、一番の基本は、「個人は合理的な行動をするかしないか」にかかるんで、ここは経済学では公理なんですね。するものと決めて作っているわけですから、それを疑われたらもう話にならないわけでして……。しかしそれは先ほど森嶋先生もおっしゃったと思いますが、そこが一番の基本で……。仮定すれば問題が解決するわけではないというのはおっしゃる通りです。ですから、これからやはり我々は、消費者がどの程度正しく判断できるか、つまり個々の判断で間違ふことは当然あると思います。ただ間違い続けることはないと……。騙されることはあっても騙され続けることはないと……。あるいは、個人は騙されても、集団としてはやはり騙されることはないんじゃないか。これは石油ショックの例でも明らかですが、第一次石油ショックの時は、日本人はものすごい大混乱を起こして、トイレトペーパーを買い占めたりしたわけですね。しかし第二次オイルショックの時は、極めて合理的に行動したわけですから……。そういう学習効果というのは現にあるわけです。ですからある意味で我々は、経済学の公理としている合理的行動の中身を、もっとケースバイケースに深く追求するというようなことも一つの法と経済学をやることの効用ではないかと思います。同じことが企業の行動にも言えると思いますし、それはまた会社法にも影

響するんじゃないかと思っております。

常木

ありがとうございます。それでは久保利先生お願いします。

久保利

コーポラス・ガバナンスの議論も色々しますと、アメリカの場合には非常に実証的なコーポラス・ガバナンスが十分機能している会社がどれだけの利益が上がり、株価がどうなるかというふうな、様々な実証的研究がたくさんあるわけですね。ところが日本の場合は、例えば今一番問題になっている委員会等設置会社になるかならないかというところについても、全部空中戦ばかりで、具体的にそれになるとどういう具体的なメリットがあって、どんなふうな経営形態で、結果どうなるんだろうかということについてのデータが何にもないわけです。その点で今日生まれたばかりの子どもに、生まれた途端に「這えば立て」と、「立てば歩め」というふうなことで、次から次へと重たいことを言って大変恐縮でございますが、ぜひ具体的な多くのガバナンスの実証的な問題に、ぜひ先生方が取り組んで頂いて、実証的なデータを持った研究発表というものを、次々として頂けないだろうかと……。そうするとそれは、おそらく法解釈・立法論、全てを含めて、「このデータによれば」という議論ができて、実りのあるものになるんだろうというふうに考えておりますので、大変次から次へと過大な要求で恐縮でございますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

常木

どうもありがとうございます。それでは神田先生よろしくお願いします。

神田

冒頭で申し上げました 1991 年にアメリカのロー・アンド・エコノミクス・アソシエーションというのができたのですが、その時の創立総会と、今日の記念講演以下をずっと伺っていて、非常に大きな違いが一つあるように思ひました。それは今日の流れは、冒頭の浜田先生は例外なんです、その後の流れは、法と経済学というのは割と実践的な学問じゃないかと……。またそういう実践的な何かを期待するというような雰囲気があって、森嶋先生からも 3 年 5 年ぐらいのあいだには、環境温暖化問題について何か「法と経済学会」から、学問的な何か回答が出るというのではないかというご指摘がありましたし、また深山さんからも、先ほどの例えば再生法の担保権消滅請求の制度というものについて、法と経済学の見地から何かできないかと……。そのように色々あったのですが、私はちょっとそれは期待過剰と言うか……。私も期待はしたいですけれども、まああまり過剰な期待は、アメリカの経験からおそらく 3 年 5 年のあいだに答えは出ないと思ひますし……。ただ、

過小な期待をするというのもそれは間違いですので、私がむしろ申し上げたいのは、実践的な学問であるという面も当然あると思うんですが、と同時に、理論的アカデミックな学問として、法と経済学というのが日本でももっと深まって欲しいと思います。これについてはもちろん実証研究も含まれますけれど……。まあそういうことを言いますと、いつも久保利先生から、「だから学者は役に立たない」といつも言われ続けているんですが、まあ役に立たないからこそ学問であって。(笑) これはまた奇妙に言い合いになるんですが……。まあ私は、すぐには役に立たないと言っているんですけども……。特に、私のように商法とか民法、実定法と言っているんですが、こういう分野は昔から実践の学問だと言われていまして、ですから役に立たないことを言うと、法学者のあいだでも非常にバカにされてきたというのはあるのですが……。私はその中で、役に立たないことをするという、ちょっと表現は悪いんですが、すぐには役に立たない、でもそういうアカデミックな研究で……。アメリカのロー・アンド・エコノミクスというのは、それが私は本質だと思っていますので、まあ私としては、それをぜひこの学会に望みたい。もちろん実践的な面を否定するつもりは全くありませんし、それがひいては、すぐには役に立たないでしょうけれども、いずれ実践的にも役に立つという意味での基礎研究というのも、ぜひ重視して頂きたいというのが私の個人的な希望です。

常木

どうも本当に貴重なご意見ありがとうございます。最後に八田先生に、この法と経済学の将来ということについて簡単にコメント頂ければと思います。

八田

私はインター・デスピアンなりな学会としては、都市住宅学会という学会に参加させて頂いたのですが、これは経済学者と法律家とそれから建築学・都市計画の方がいっしょになった学会なんですけど……。そこで雑誌に出てくるアカデミックな論文からも非常に学ぶことは多かったんですが、とにかく他の分野の人が何を考えているかというのがわかると。それからこういうようなシンポジウムを、色々な表題についてやりまして……。特に初期においては、実に学ぶところが多かった。何も本当に他の分野について知らないんだという感じを持ちました。そして、お互い様だったと思うんですが、知識について学ぶこともやはり非常に役に立ちました。他の分野について、このことについて、この方がこういう専門家だということがわかる。それから、実際にプラクティスしていらっしゃる方から問題意識を伺うということにも役に立ちました。それから、何よりもものの考え方について、色々違うということがわかるということも役に立ちました。それから、時には雑誌で「都市住宅学を学ぶための経済学入門」とかいう特集を書いたり、「都市住宅学を学ぶための法学入門」とか「建築学入門」とか……。要するに他の分野の人でも、ある程度別の分野の方法論や意図が早わかりできるようなことなんかがあって、それは大変に役に立ちました。

この「法と経済学会」というのも、まさにそういうことが法律と経済学のあいだで期待できるんじゃないかと思って大いに期待しているところです。

常木

どうもありがとうございました。時間がオーバーしてしまいましたが、議論は本当に尽きないという感じで、非常に超越的な深いものから、現実の先端に至るまで、非常に多くの議論が提起されて、これだけで切ってしまうのはもったいないような感じがしますが……。これからこの学会が進んでいく上で、今日出てきた色々な問題を一つ一つ取り上げながら、またこういうコンファレンスやあるいは専門の論文等々で意見を深めていく形で、この学会をより良いものにしていきたいと考えております。どうもパネリストの皆様本当にお忙しいところありがとうございました。

司会

どうも長時間に渡りましてありがとうございました。本日「法と経済学会」、1時から設立総会、そして記念シンポジウム「法と経済学の課題と展望」、これに関します本会場でのプログラムは全て終了致します。長時間に渡りどうもありがとうございました。